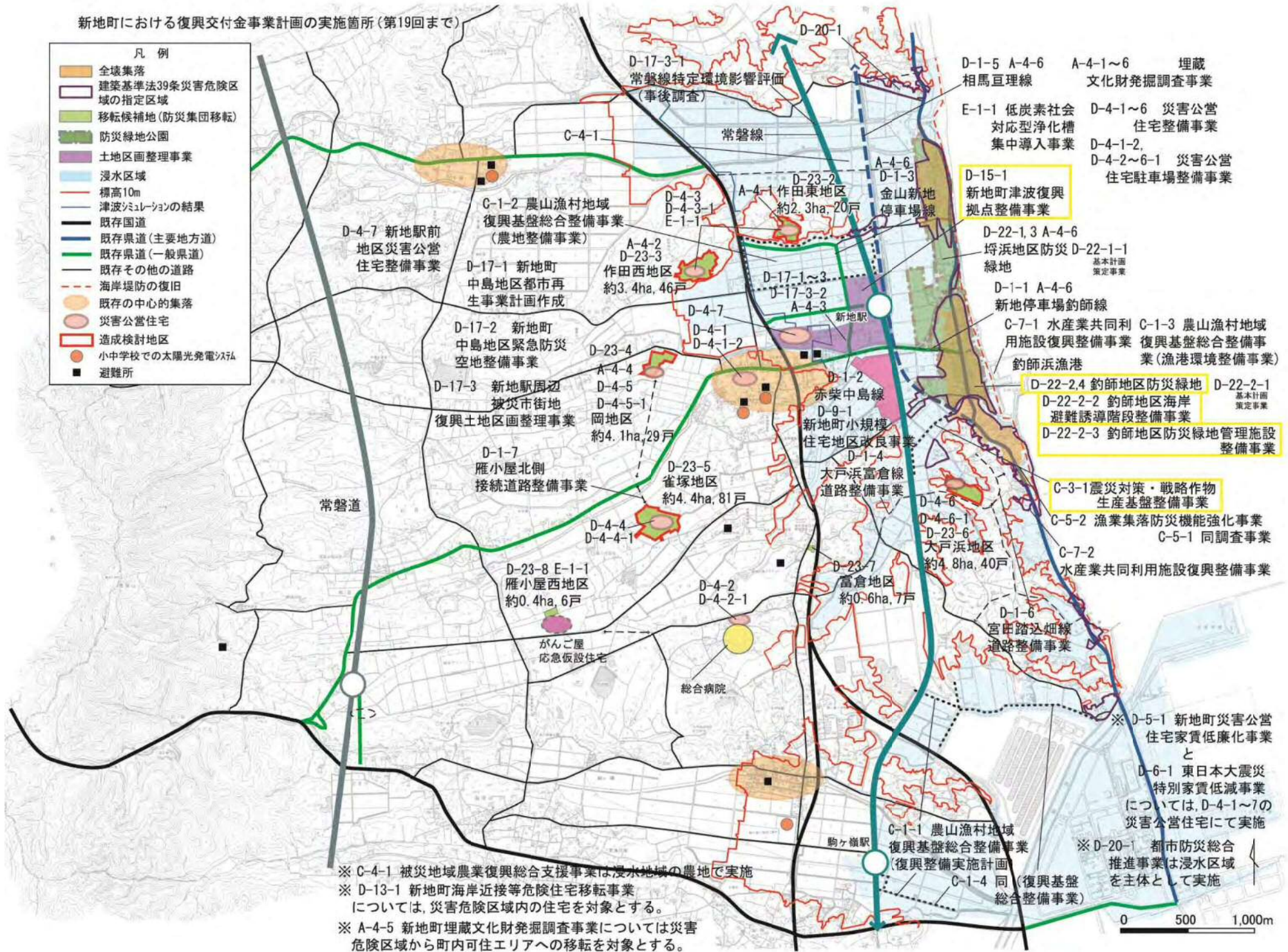


新地町における復興交付金事業計画の実施箇所(第19回まで)

- 凡例
- 全壊集落
 - 建築基準法39条災害危険区域の指定区域
 - 移転候補地(防災集団移転)
 - 防災緑地公園
 - 土地区画整理事業
 - 浸水区域
 - 標高10m
 - 津波シミュレーションの結果
 - 既存国道
 - 既存県道(主要地方道)
 - 既存県道(一般県道)
 - 既存その他の道路
 - 海岸堤防の復旧
 - 既存の中心的集落
 - 災害公営住宅
 - 造成検討地区
 - 小中学校での太陽光発電システム
 - 避難所



※ C-4-1 被災地域農業復興総合支援事業は浸水地域の農地で実施
 ※ D-13-1 新地町海岸近接等危険住宅移転事業については、災害危険区域内の住宅を対象とする。
 ※ A-4-5 新地町埋蔵文化財発掘調査事業については災害危険区域から町内可住エリアへの移転を対象とする。



【新地町】復興交付金事業箇所概要図

D-1-5 道路事業(市街地相互の接続道路)

D-1-9

道路事業(市街地相互の接続道路) (主)相馬亘理線 L=3.5km W=6.0(10.0)m C=7,778,800千円(全体事業費)

